

1760年代のスコットランドの為替危機を めぐる一文書とJ. ステュアート

竹 本 洋

I はじめに

ヨーロッパ大陸での霸権とアメリカおよびインド（アジア）での植民地争奪とを軸に展開された18世紀の国際政治は、7年戦争(1756–63)におけるイギリスの勝利で、次の世紀の「イギリスの時代」への扉が開かれた。しかしこの戦争の帰趨がまだ決していなかった1761年末に、イギリスの一地方であるスコットランドは重大な経済的難局に直面していた。スコットランドからイングランドへの支払い収支balance of payment が赤字に陥り、正貨の流出が続いていたときに、イギリス国内で戦争終結への期待が急速に膨らみ、それとともにそれまで低迷状態にあった公債価格が上昇に転ずるとの予測が生まれた。当時はスコットランドの利子がイングランドの利子よりも高く、そのためイングランドの資産家たちは不動産担保heritable bondsにもとづいてスコットランドで多額の貸付をおこなっていた。しかし公債価格が上昇に転ずるとの期待から、スコットランドに投資されていたイングランドの資本は公債投資へ切り替えるために、ロンドンへ引き揚げられ始めた¹⁾。それに伴ってスコットランドの対ロンドン為替のプレミアムは、金現送点以上に上昇し（スコットランド側の為替悪化），そのためスコットランドからいっそう正貨が流出して、正貨不足は深刻となり、信用不安に見舞われた。

このとき、エдинバラの認可銀行（後述）は信用収縮というデフレ政策によつて、事態を改善しようとした。すなわち1672年1月以降、あいついで次のような措

1) Richard Saville, *Bank of Scotland, A History 1695–1995*, Edinburgh, 1996, p.140.

経済学論究第52巻第1号

置を断行した。第1に、スコットランド独特の信用手段である個人保証による当座貸越制度（いわゆるキャッシュ・クレジットないしはキャッシュ・アカウント）の与信額を4分の1削減し、第2に、前年に再開していた手形割引を再び停止し、第3に、不動産担保による貸付を制限し、第4に、利子率を引き上げて預金を誘導しようとした。さらには正貨不足に対応するため、認可銀行はロンドンで正貨の短期借入を実施した。こうした策が功を奏したのかどうか、同年5月には対ロンドン為替は金の現送費の水準にまで下落し、以後翌63年5月頃まで、為替は安定的に推移して、キャッシュ・アカウント制限策を終了させうる状況が生まれた。

しかし7年戦争後の1763年7月になって、イギリスを初めとしてヨーロッパ各国に信用を供与していたオランダの金融システムに動搖が生まれ、アムステルダムの金融商会であるニューフヴィル商会が支払い停止に陥って破産し、続いてさらに20の商会が破産に追い込まれた。アムステルダムに発した信用不安はハングルク、ストックホルム等にも波及した。イングランド銀行とロンドンの主な銀行は事態の改善のためにオランダに対して資金の貸出をおこなった。そのためロンドンの対アムステルダム為替は悪化した。スコットランドでも63年8月に対ロンドン為替プレミアムが上昇し、再び正貨の不足と信用不安が表面化することになった。

このようにスコットランドでは1761年末から64年にかけて通貨と信用の状況が悪化した。それを対ロンドン為替相場で見ると、61年末から62年にかけてと、63年夏から秋にかけての、2度にわたる為替プレミアムの急上昇となって現れた。いま前者を第1次為替危機、後者を第2次為替危機と呼ぶことにする。

この1次と2次の為替危機の時期に、スコットランドの通貨および信用問題をめぐっていくつかのパンフレットが公刊され、また『スコット・マガジン』のような雑誌にも論説や記事が幾度となく掲載された。そうしたなかに、経済学の誕生にかかわった二人のスコットランド人、ジェイムズ・ステュアート (J. Steuart, 1713–80) とアダム・smith (A. Smith, 1723–90) とに関わりのあるものがあった。それはコルドウェル文書のなかにある、「陳情書、1763年2月4日」（以下『陳情書』(MS) とする）と「スコットランドの銀行と紙券とにかくんする所見」（以下『所見』(MS) と

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

する)と題する文書である²⁾。両文書は、ヨーロッパ諸国での長い亡命生活から帰国してまだ日も浅いステュアートのコメントを求めるために、彼のもとに送られた。コルドウェル文書にはそのステュアートのコメントの付けられた両文書が遺されている。

『陳情書』(MS)と『所見』(MS)は、いずれもそれに手が加えられてパンフレットとして公表されるとともに(以下それぞれ『陳情書』(PAM),『所見』(PAM)とする),後者はさらに『スコット・マガジン』の1763年11月号にも転載された(以下『所見』(SM)とする)。『所見』(SM)には同誌の編集者によるものと思われる同誌の既刊号の記事への参照を求める注記と、1763年12月13日付の「あとがき」——内容は、当該問題にかかわるレンフルRenfrew州の決議——とが付加されているが、本文はパンフレットの『所見』(PAM)と変わることろがない。

近年になって、この『所見』にかんして注目すべき論考が公表された。その著者のゲリティによると、『所見』(MS)は、グラスゴウの商人で銀行家でもあるイングラム(Archibald Ingram, 生没年不詳)とグラスフォード(John Glassford, 1715–83)とによって——あるいはそのどちらかによって——執筆された後に、ステュアートとスミスのもとに、コメントを求めるために送付された。ステュアートは求めに応じてコメントを書き、それは、前述のように、コルドウェル文書に遺されている。他方スミスは、コメントの代わりに草稿そのものに手を加えて改訂し、『所見』(PAM)としてあらたに仕立て直した、というのである³⁾。したがって、『所見』(PAM)は形式的にはイングラム、グラスフォード、スミス三名の合作であるが、実質的にはスミスの仕事と見なしてよいことになる。

ゲリティはこのスミス改訂説の根拠として、第1に、知人・友人へのアドバイ

2) ‘Memorial 4th February, 1763’(anon.), ‘Thoughts concerning Banks, and the Paper Currency of Scotland’(anon)はいずれも、*Selections from the Family Papers preserved at Caldwell, Part II. Vol. I, Glasgow, 1854* (以下、Caldwellとする) pp.209–231に収録されている。

3) James A. Gherity, ‘An Early Publication by Adam Smith’ *History of Political Economy*, Vol. 25 No. 2, Summer 1993. (以下、Gherity[1993]とする。)

経済学論究第52巻第1号

スを惜しまないスミスの通常の行動パターンが、日頃彼と交友関係を結んでいたグラスゴウの銀行家たちにも発揮されたみなしうること、第2に、『所見』(PAM)の内容が、スミスのグラスゴウ大学での講義（いわゆる法学講義）を聴講したか、またはその講義ノート読んだだけでは書きえないほどに、スミスの見解に通暁したものであること、第3に、『所見』(PAM)の文体や用語が、スミスのそれに酷似していることをあげている⁴⁾。スミスについての最新の伝記をものにしたロスは、微妙なニュアンスをにじませながらも、ゲリティ説を基本的には支持している⁵⁾。私もゲリティ説に反証する有力な証拠をもたないので、ロスと同様にそれを受け入れることにする。したがって以下の議論は、スミスによって『所見』(PAM)の改訂がされたことを前提にして進められる。

筆者の主題は、①『陳情書』(MS), ②『陳情書』(MS)へのステュアートのコメント, ③『陳情書』(PAM), ④『所見』(MS), ⑤『所見』(MS)へのステュアートのコメント, ⑥『所見』(PAM)の計6点の資料を中心に、同時期のスミスの「法学講義ノート」,『国富論』の「初期の草稿」や、他のパンフレット、雑誌記事・論説などを参照しながら、当該問題へのステュアートとスミスの認識と分析が、彼らの主著である『経済の原理』(1767)と『国富論』(1776)における貨幣・信用理論へどのように展開したのかを跡づける（経済学史的問題）とともに⁶⁾、彼らの見解が当時のスコットランドにおける経済問題の処方箋としてどの程度の視野と深度とをもち、どれほどの有効性を有していたのかを検証することにある（経済史的・金融史的問題）。さらにこの課題がうまく果たされれば、次のような問題にも道を開く

4) Gherity[1993], pp.245–269.

5) Ian S. Ross, *The Life of Adam Smith*, Oxford, 1995, pp.154–156.

6) スミスについては、この視角からのゲリティの論文がある。J. A. Gherity, ‘The Evolution of Adam Smith’s Theory of Banking’ *History of Political Economy*, Vol. 26 No. 3, Fall 1994.

なお、1760年代の為替危機問題には、ステュアートとスミスの外にD. ヒュームも間接的ながら関わりをもっていた。彼は1752年に出版した『政治論集』に、1764, 68, 70年と相次いで改訂を加えた。私はこの改訂がこの問題の展開とつながりがあると推定して、不十分ながら、改訂の経緯を示したことがある。拙稿「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論(1)(2)」『大阪経大論集』第196, 197号、1990年7月, 9月。

竹本：1760 年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書と J. ステュアート

であろう。上のそれぞれの著書で、スミスはいわゆる「フリー・バンキング」的原理を提唱し、他方でステュアートは中央銀行論的構想を含む銀行論を展開しているために、この分野でも両者は自由主義と保護主義のそれぞれの代表者と評されるかも知れない。しかし経済的自由主義と保護主義は政策的理念としては対極的に位置づけうるとしたとしても——この点も一般に言われているほどには必ずしも自明のものではないのだが——、上のようなステュアートとスミスの立論と事実過程とを突き合わせて、その経験的検証をおこなえば、理念に頼った二つの「主義」の図式的な解釈を克服する一つの手がかりが得られるであろう（経済政策思想の現実的機能の問題）。

紙幅の関係で、上の課題を何回かに分けて掲載することにする。本号では『陳情書』の草稿とパンフレットの考察を主におこない、付録で上の 6 点の資料的な問題点を指摘する。

II スコットランドの貨幣と金融の特殊事情

『陳情書』の内容の検討に入る前に、スコットランドの貨幣および金融の基礎的史実とその特徴とを簡単に示しておきたい。

1707 年にイングランド（正確にはイングランドとウェールズ）はスコットランドと合邦してブリテン島に統一国家を実現させた。以後はスコットランドは連合王国の一地方として、イングランドと基本的には同じ法制のもとにおかれた。したがって海運法のような産業法規も、また金融的な法律も両地方に等しく適用されることになった。造幣局も従来のエдинバラの造幣局は廃止されてロンドンのそれに統一され、同地の地金市場との協同のもとに、全国の铸貨供給はロンドンに依存することになった。

しかし法制的に統合化への道を踏み出したにしても、スコットランドとイングランドは長年にわたって別々の国家としての歴史を刻んできたのだから、合邦後半世紀あまりでは、両地域民の考え方や風習は言うに及ばず、政治や法慣習、あるいは経済の面でも同一国家・同一国民経済の実質を備えることはできないのは当然のこと

経済学論究第52巻第1号

とであった。このことがもっとも象徴的に表れたのが紙券信用と為替の部門である。たとえば、両国の合邦直後の1708年に作られた法律(7 Anne, ch. 7)によって、6人以上のパートナーで銀行業を開設することは禁止された。このいわゆる6人パートナー・ルールは、政府財政の代理人機能とともに、イングランド銀行に特権的地位を保障する有力な梃子になったものであるが、この法律は、後に見るようにスコットランドには実際には適用されなかつた。したがつて、スコットランド独自の銀行業と信用システムが成立し存続する余地が、法律的には最初から与えられていた。

そのスコットランドではイングランドと同じようにいくつかの銀行が銀行券を発行していたが、そうした銀行券はそれぞれ他の地域では流通していなかつた。とくにスコットランドの銀行券はイングランドとくにロンドンでは流通していなかつた。銀行券は国内通貨としてその役割をますます拡大しつつあつたから、上の事情はスコットランドとイングランドが事実上二つの異なる通貨圏を形成していたということを意味する。この見方が強すぎるとすれば、イギリス（グレイト・ブリテン—以下イギリスという場合には、スコットランドを含む）は混合貨幣制度のもとで、銀行券の地域限定的な流通という弱点を抱えていたと言つうことができよう。さらにイングランド内部でも、当時の一論者がいふように、「地方の取引では、銀行券は滅多に見られない⁷⁾」のが実情で、イングランド銀行券の流通はイングランド全土には及んでいなかつた。

貨幣単位（計算貨幣）も1707年以降ポンド・スターリングが導入されていたが、実際には18世紀末までポンド・スコッチが併用され、銀行券の額面にもそれが採用されていた。とりわけスコットランドの地方では、ポンド・スコッチが使用される機会が多かつた。ポンド・スコッチはポンド・スターリングの12分の1、すなわち £1 sterling = £12 Scots であった。

それにもかかわらず、局地的通用性しかもたないスコットランドの銀行券は、スコットランドに造幣局と地金市場が存在しないために、ロンドンの金融市場に、とりわけイングランド銀行の正貨供給とそれに裏付けられたイングランド銀行券に、そ

7) *A Letter to J. —F—, Esq; on the Conduct of Banks. &c.* Edinburgh, 1762, p.15.

竹本：1760 年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書と J. ステュアート

の流動性の最終的な基盤をおかざるをえなかつた。言い換えれば、当時のイギリスがとつてゐた金銀複本位制（実質的には金本位制）のもとで、スコットランドは金為替本位制に似た通貨制度をとらざるをえなかつたのである。

為替もまた問題を抱えていた。スコットランドとロンドンとのあいだの為替は制度的には内国為替であったが、スコットランドの対外貿易の決済は主にロンドンを通じて行われたために⁸⁾、エдинバラ＝ロンドン間の内国為替相場はロンドンにおける外国為替相場とリンクしていた。そのために、スコットランドでは、イギリスと諸外国（植民地を含む）との為替需給だけでなく、スコットランドとイングランドとの国内の2地域間の為替需給が、その交易条件に二重に影響を及ぼした。この内国為替相場には、両地域間の商品取引だけでなく、両地の資本移動やあるいはスコットランドからロンドンへの税の送金なども影響を与えた。イングランドとスコットランドとのあいだの「支払い収支」が当時のスコットランドの論者の口にしばしば上るのは、スコットランドの対外貿易だけではなく、イギリス内部での交易や資本や財政上のこうした事情があるからである。

なお対ロンドン為替手形の価格は、「プレミアム」ないしは「ディスカウント」によって示され、一覧払いのロンドン手形は通常1パーセントのプレミアム、つまり100ポンドのロンドン宛手形が101ポンドのスコットランドの銀行券で売買された。手形価格の表示にはこのほかに「期日平価」days par 方式があり、慣習的に1年手形は5パーセントのディスカウント率に見なされるので、70日手形が1パーセントのディスカウント率に相当することになる。したがって、60日手形が1/2パーセン

8) ハミルトンは、スコットランドの当時の為替レートに言及したものがすべて対ロンドンのそれであつた事実から、「18世紀中葉までに、ロンドンが国際貿易の重要な決済センターになつてゐた」といつてゐる (Henry Hamilton, 'Scotland's Balance of Payments Problem in 1762' *Economic History Review*, 2nd ser. Vol. V No. 3, 1953, p.350—以下この論文はHamilton[1953]と略記する)。しかし1760年になつても、パリでは対ロンドン為替相場と対エдинバラ為替相場が建つてゐる(John J. McCusker, *Money and Exchange in Europe and America, 1600-1775, A Handbook*, London and Basingstoke, 1978, p.34)。そうなると、スコットランドの「外国為替」事情はいっそう複雑になるが、本稿では、スコットランドの外国為替は一般的にロンドンを経由するものと見なしておこう。

経済学論究第52巻第1号

トのプレミアムのときには、一覧払い手形では約1 1/3パーセントのプレミアムになる⁹⁾.

次に銀行についていえば、スコットランドの最初の銀行であるスコットランド銀行 Bank of England が、合邦前のスコットランド議会の認可をえて、1695年に認可銀行 chartered bank として設立された。1716年にこの銀行は銀行業の独占権の更新を放棄したため、この年からいわゆる「自由銀行業」時代に入り、1727年にはロイアル・スコットランド銀行 Royal Bank of Scotland（以下ロイアル銀行と略す）が設立された。これら二行はそれぞれ「旧銀行」・「新銀行」と呼ばれた。1746年には「イギリス亜麻会社」 British Linen Company が設立されたが、この会社は次第に銀行業務の兼営をおこなって第3の銀行となり、1760年代の前半からは事実上銀行業の専営に移った。これら三行はいずれもエдинバラに設立された認可銀行で兌換銀行券を発行するとともに、内外の為替手形の割引業務、さらには不動産を担保とした貸付もおこなった。

新旧2銀行の株式は自由に譲渡でき、また有限責任制のもとで恒久的な存続を目指したから、その意味でこれらは「公的銀行」 public banks（公立銀行ではない）と呼ばれた。60年代に有力であったのはこの新旧の2銀行で、当時の文献や新聞記事にしばしば「公的銀行二行」 two public banks の表現が見られる。

エдинバラの認可銀行の発券独占体制が崩れたのは、1747年に地方銀行として Banking Company of Aberdeen（1753年に営業停止）がアバディーンに、そして1749年に Ship 銀行（通称）がグラスゴウに創設されたときである。翌年には Glasgow Arms 銀行（通称）が、61年には Thistle 銀行（通称）がグラスゴウで船出し、その他の都市でも、63年にはダンディで Dundee Banking Company が、エアで John Macadam and Company 銀行が、そして66年にはパースとダンフリーズに、翌67年にはアバディーンとパースにそれぞれ二番目の銀行が設立された。これらの地方銀行は、無限責任制のパートナーシップの組織形態をとった。設立時のパートナーの

9) [Eric Furniss], 'The Royal Bank and the London-Edinburgh Exchange Rate in the Eighteenth Century' *Three Banks Review*, No. 38, June 1958, pp.28-29.

竹本：1760 年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書と J. ステュアート

人数は、最初のアバディーン銀行の場合は4名、Ship 銀行と Thistle 銀行の場合はどちらも6名と少なかったが、なかにはArms 銀行の31名、ダンディ銀銀行の36名、二番目のアバディーン銀行の109名のように、イングランドの6人パートナー・ルールをはるかに越える数のパートナーを抱える銀行もあった。マンの定義によれば、地方銀行も13名未満の株主からなるものと、13名以上の株主からなるものに分けられ、前者はパートナー全員の合意によって経営がおこなわれたのに対して、後者の例にあたるグラスゴウの銀行の場合には、経営委員会の主導のもとに、しかも7年ないし21年の有限の営業年数を設けて経営がおこなわれた¹⁰⁾。したがってこれらの銀行が「地方銀行」 provincial banks と呼ばれるのは、スコットランドのかつての首都であるエディンバラ以外の都市に設立されていたからであるが、それらが「公的銀行」と見なされるのは、議会や国王の認可を受けた銀行ではないということよりは、その資本の非譲渡性、経営年限の設定、無限責任制など、その組織と営業の態様においてスコットランド全域の信任を得ることが困難であったからである。つまりその意味で地方銀行には、公共性の資格に瑕疵があったのである。しかしこのことは地方銀行の経済的役割をただちに限定するものではなかった。

スコットランドでは第3の銀行として、小資本の個人銀行（業者） private bank(er)s が主にエдинバラで多数営業をしていた。60年代前半に地方で営業をしていた個人銀行業者は、63年頃に設立されたグラスゴウの一銀行だけである。これらの銀行にはもともとは商業を営む商人が銀行業的な業務を兼営して始まったものが多い。エдинバラの認可銀行（公的銀行）からキャッシュ・クレジットを受けて、手形割引や貸付などの業務をおこなっていたため、彼らは「為替業者」とも呼ばれることがある。この個人銀行はみずから銀行券を発行することはなかった。両者の協力関

10) Charles W. Munn, *The Scottish Provincial Companies 1747-1864*, Edinburgh, 1981, pp.5-6, およびp.16 の表1参照。ホワイトは1826年におけるスコットランドの諸銀行のパートナー数を表にしているので、マンの上の表と比較することで、半世紀間の推移を知ることができる。パートナーを増やした銀行が多いなかで、グラスゴウの Ship 銀行やアバディーンの銀行のようにその数を減少させた銀行もある。Thistle 銀行の場合にはパートナー数が変わらず、また Arms 銀行は1793年に破産した。Lawrence H. White, *Free Banking in Britain, Theory, Experience, and Debate 1800-1845*, 1984; revised and extended 2nd ed. London, 1995, p.31.

経済学論究第52巻第1号

係は為替危機が起こった1761年にいたって崩壊する。認可銀行が手形割引を再開して個人銀行の業務を浸食したのに対して、個人銀行側もそれまでの慣行を破って銀行券を発行し始めたからである¹¹⁾。さらに前述のキャッシュ・クレジットの縮小は個人銀行にも打撃を与えたため、両者の離間はいっそう増した。

これらの銀行の他にも、小額のノートを発行する商会や個人があり、『スコット・マガジン』の1764年11月号に載った匿名の一文は、エдинバラの二つの認可銀行以外に、発券をしている銀行および商会等が少なくとも14存在すると言っているが、編集者はこのくだりに注記をつけて、実数はそのほぼ2倍を数えるとしている¹²⁾。このように1760年代には、認可銀行から零細な商会・個人にいたるまで、紙券の発行機関は4種依存していたことになる。

認可銀行と地方銀行は、為替危機が表面化する以前から、自行の優位な地位を築くために競争を繰り返していた。その道具の一つになったものに銀行券に付された「選択条項」option(al) clauseがある。これは銀行券を発行した銀行側に、その持参人に対して即時の正貨の支払いをおこなうか、または6か月間支払いを猶予し、その見返りに銀行券に規定された利子を支払うかの選択権を与えるものであった。たとえば、ロイアル銀行が1762年4月5日に発行した12ポンド・スコッチ券(1ポンド・スターリング券)の場合、銀行券に記された名義人または持参人に対して、一覧払いか、または請求のあった日から6か月後に1ポンド6ペニス・スターリング(すなわち年率5%の利子)の支払いのいずれかを選択する旨の条項が、その銀行券面に記されていた¹³⁾。63年に設立されたダンディ銀行もこの年の8月に選択条項を採用したが、この銀行の場合には、1ポンド券に対して即時に現金で支払うか、ないしは6か月後に1ポンド6ペニスを現金で支払うか、またはロイアル銀行の銀行券で支払うか

11) S. G. Checkland, *Scottish Banking, A History, 1695–1973*, Glasgow and London, 1975, pp.68–70, 103–104, 108; William Graham, *The One Pound Note in the History of Banking in Great Britain*, 1886, 2nd ed. Edinburgh and London, 1911, p.76; Henry Hamilton, *An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century*, Oxford, 1963, pp.303, 338.

12) *Scots Magazine* (以下SMと略す), Nov. 1764, Vol. XXVI, p.595.

13) Checkland, *op. cit.*, p.67に収録されている銀行券の写真による。

竹本：1760 年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書と J. スチュアート

の選択を銀行の理事に委ねる「二重選択条項」制によって、他の銀行よりもさらに強い正貨防衛策を敷いた¹⁴⁾.

選択条項の導入の経緯について、『陳情書』(MS)は次のように述べている。ロイアル銀行が設立されたとき、関税と消費税の委員会は納稅にあたってロイアル銀行の銀行券を使用するように命じて（実質的な法貨規定），新銀行を支援した。ロイアル銀行はこの政府の支援を後ろ盾にして、旧銀行にたいする競争心から、旧銀行の銀行券を大量に集めて同行にその兌換を求めた。この攻撃に対する防衛措置として旧銀行が導入したのが選択条項であった。その後グラスゴウの Ship 銀行と Arms 銀行が設立された折りには、今度はエдинバラの新旧両銀行が、先に新銀行が旧銀行を行ったと同じ攻勢をグラスゴウの銀行にかけたため、グラスゴウの銀行はやむなく選択条項を導入せざるをえなかった。

ところが1761年末からの為替危機は、この選択条項の意味を変容させてしまった。本稿の冒頭でも述べたように、このとき公債価格が上昇局面に入るとの期待のもとに、スコットランドで投資されていた資本の引き揚げが起こり、加えてスコットランドでの公債投資資金の借り入れ需要も増大した。ロンドンへの送金には、先の銀行券の局地的流通性のために、銀行券を正貨かまたはロンドン宛の手形に換える必要があったが、銀行はこの正貨需要に応え切れなかった。そこで銀行は自行の銀行券に対して長期のロンドン宛手形を与えようとしたが、その受領を拒否する者には故意にゆっくりと正貨を支払ったり、あるいは選択条項を利用して支払いを6か月引き延ばした。こうしてそれまで選択条項を行使していなかったエдинバラのロイアル銀行とグラスゴウの Thistle 銀行も実施に踏み切った。この結果スコットランドの有力6銀行すべてが、1762年6月までに選択条項をもつ銀行券を発行するにいたった¹⁵⁾。

以上のように選択条項は、以前は銀行間の競争の私的な道具であった。しかし今やそれは、危機に瀕した銀行の正貨準備の減少をくい止めて、銀行全体の信用を維

14) *SM*, Sept. 1763, Vol. XXV, p.523. 「二重選択条項」制の語は、*SM*, Feb. 1765, Vol. XXVII, p.83による。

15) *Caldwell*, pp.209–211.

持する社会的な手段に変化したのである。

III 『陳情書』(MS)

(1) 『陳情書』(MS)の現状認識と提言

『陳情書』(MS)の主題は選択条項にあった。すなわち大銀行が揃って選択条項を導入したことによって、スコットランドの商工業や通貨・信用・為替に悪影響が出ていることを指摘し、法律によってそれを廃止すべきことを主張したのである。『陳情書』によれば、選択条項の弊害は以下の4点に集約される。

第1に、スコットランドの通貨価値の下落と、それに伴って為替が悪化していること、第2に、その結果として、アメリカの煙草貿易において、グラスゴウの商人がイングランド商人に対して相対的に不利な立場に立たされていること、第3に、スコットランドで鋳貨不足（流動性の欠如）を生みだし、その結果破産を誘発していること、第4に、選択条項を採用していない銀行を舞台として金融投機が横行していることがある。順次その主張を聞いていこう。

まず第1の弊害。選択条項は現金に対する銀行券の価値を著しく下落させた。なぜなら6か月後に貨幣を支払うという債務証書の保有は、貨幣をすぐに必要とする者にとっては、現金の所有よりも流動性において劣るからである。しかもスコットランドの通貨のほとんどは銀行券で占められているので、スコットランドの通貨はイングランドの通貨に対して価値が下落する、つまりスコットランド側の為替安（スコッチ・ポンド安）になっている。このように、ここでは選択条項と銀行券の減価と為替の悪化との3者が直接的因果連関にあるものとしてとらえられいる¹⁶⁾。

通常、エдинバラないしグラスゴウからロンドンへ金銀を送る場合には、100ポンドにつき12～15シリングの費用で15～20日をかけて運送業者によって輸送されるから、30日のロンドン宛手形の為替プレミアムは、金現送点である100ポンドに対して15シリングつまり3/4%——これは先の1%という数字と若干異なっているが、いまは不間に付す——を越えることはない。しかし、スコットランドの通

16) *ibid*, pp.211-212.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. ステュアート

貨は、現在イングランドの通貨に対して1.5%減価し、為替は2%，3.25%あるいは最高で4%上昇している、といわれている¹⁷⁾。

こうした為替の急騰は第2の弊害、すなわちアメリカ植民地との煙草貿易に障害をもたらしている。たとえば、煙草の中継貿易に携わるグラスゴウとイングランドのワイトヘイヴン（スコットランド「国境」に近い都市）の商人がそれぞれフランスの代理に煙草を販売し、その代金を、グラスゴウ商人はスコットランドの銀行券で受け、他方ワイトヘイヴンの商人はイギリスのギニー金貨で受けるとすると、結果的にグラスゴウ商人はフランスの代理に割安に販売したことになる。というのは、いまスコットランドとロンドン間の為替相場を2%とし、ワイトヘイヴンとグラスゴウの商人がともに100ポンドの債務をロンドンにもっているとすると、その支払い（手数料を無視すれば）、ワイトヘイヴンの商人は100ポンドの金貨で手形を買えるのに、グラスゴウの商人は102ポンドの銀行券を支払わなければ手形を買えないからである。また、煙草の輸入の見返りにアメリカへ輸出する商品をロンドンで買い付け、その代金をアメリカから手形で受け取るとすれば、同じように、グラスゴウの商人はワイトヘイヴンの商人よりも2%損をすることになる¹⁸⁾。

選択条項はさらに深刻な問題を生みだした。ある商人が500ポンドの短期手形を受けとり、それを満期になって銀行券に換え、それで彼の債権者の支払いにあてようすると、その債権者は、銀行券が法貨ではないことを理由に、その支払いを拒絶するものとする。そうなると、先の商人は銀行へ出向き銀行券の兌換を申し出る。しかし銀行は選択条項によって6か月の支払延期をおこなう。もし債権者が彼に現金での即時払いを請求すれば、5万ポンドの資産をもっているような富裕な商人でも、500ポンドの手形一枚で破産してしまうであろう¹⁹⁾。これが第3の弊害である。

最後の弊害は、銀行券の即時兌換を遵守している銀行に生じている損害にある。これは選択条項を採用している6銀行の銀行券が、铸貨に対してだけでなく、一覧払いの銀行券に対しても少なくとも1.25%ときには3.25%も減価していることに起因す

17) *ibid*, pp.214–215.

18) *ibid*, pp. 216–217.

19) *ibid*, p.217.

経済学論究第52巻第1号

るものである。こうした混合流通下では、一覧払いの銀行券は選別されて流通から引き揚げられ、減価した選択条項付の銀行券のみが流通するようになるだろう。一覧払いを実施している銀行が更に銀行券を発行すると、次のような事態を招く。すなわち選択条項付の銀行券で1ないし2か月の短期手形を買い、それを一覧払いを実施している銀行の窓口で割り引いて、その銀行の減価をしていない銀行券で受け取るという金融投機的な操作を行えば、投機者は差益を手中にし、その分一覧払いを遵守している銀行は損失を被ることになる。同様の投機は、このような〔融通〕手形の操作だけでなく、一覧払いを行っている銀行のキャッシュ・アカウントを利用しても行われており、それは『陳情書』によれば、「一般的に毎週、しばしば毎日行われている操作」なのである²⁰⁾。

先にも述べたように、キャッシュ・アカウント（クレジット）は一種の当座貸越の制度で、信用を創造する手段の一つとして、資本の少ない商人のためにスコットランドで活用されたものである。それは確実な信用と土地資産をもつ2人の保証人を立てれば、誰でも最初に契約した一定額までの信用を銀行から引き出すことのできる制度で、返済は都合のよいときに部分的に行うことができ、しかも返却されるごとにその日から借入利子総額から返却分の利子が差し引かれることになっていた²¹⁾。こうした一覧払いを維持している銀行にキャッシュ・アカウントを開いている者は、上の事情を利用して、その口座からの振り出しと口座への支払いを繰り返して差益をものにすることことができたのである。

以上のように、『陳情書』(MS)は、銀行券の選択条項がスコットランドにおける通貨の減価と為替悪化との元凶とみなし、さらに後者がアメリカとの煙草貿易において、グラスゴウの商人をして競争相手であるイングランドの商人に対して不利な立場に追い込んでいることを警告している。また通貨・為替危機が商人の破産を引き起こし、さらには金融投機を誘発して選択条項を採用していない銀行に損害を生

20) *ibid*, pp.217-218.

21) A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, 1776; Oxford, 1976, Vol. I, p.299, 大河内一男監訳『国富論』中央公論社, 1976年, I, 457-458ページ。

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. ステュアート

じさせていることをあわせて指摘している。この立論には、あきらかにグラスゴウのアメリカ煙草貿易、したがってそれに携わる大商人と関わりの深いグラスゴウの銀行の利害が色濃く滲み出ている。1760年代の前半において、スコットランドの貿易で首位を占めていたのは煙草の中継貿易であり、そしてその最大の再輸出先がフランスであったこと、しかもこの中継貿易でグラスゴウは、イングランドのワイトヘイヴン、リヴァプール、ブリストルと激しく競争を繰り広げていたことなどをおもえば²²⁾、先の設例はかりそめのものではなく、現実の裏付けのあるものと見るべきである。

他方でこの主張は、選択条項を採用している6銀行への批判と、選択条項を導入していない銀行の利益を擁護するみずから立論と矛盾しているように思われる。なぜなら前者の銀行にはグラスゴウのShip, Arms, Thistleの3銀行も含まれているからである。この「矛盾」は、グラスゴウの諸銀行が、あるいはその一部が選択条項を導入しても実際にはこのとき行使していなかったとみるか、あるいはグラスゴウの銀行=商人と、選択条項を導入していない弱小銀行、つまりエдинバラの個人銀行²³⁾との妥協ないしは連合を示しているとみるか²⁴⁾、のいずれかによって整合的に解釈できるであろう。前に述べたように、エдинバラの認可銀行と個人銀行の協力関係が1761年に崩れたことを考慮に入れると、後者の可能性が高いであろう。その場合には、地方銀行と個人銀行の攻撃の矛先は、いうまでもなくエдинバラの認可銀行に向けられていることになる。

以上のような現状認識と分析の上に、『陳情書』(MS)は選択条項の廃止法案の試案として、①選択条項付銀行券の廃止、②この法律の制定から6か月経過した後では、銀行は銀行券の即時兌換を拒否し得ないこと、③銀行の支払いには、グレイト・

22) William Ferguson, *Scotland 1689 to the Present*, Edinburgh, 1968, pp.182-184, 飯島啓二訳『近代スコットランドの成立、18-20世紀スコットランド政治社会史』未来社、1987年、181-183ページ。

23) 前述のように、1763年頃にグラスゴウにも個人銀行が誕生したが、『陳情書』(MS)の執筆された63年2月頃に、この個人銀行が存在したのかどうか確認できない。

24) ゲリティも、『陳情書』(MS)は地方銀行と個人銀行が共同戦線をはつたことを示す文書であるとみなしているが、その根拠は示されていない。Gherity[1993], p.243.

経済学論究第52卷第1号

ブリテンの良質で合法的な貨幣での支払いを義務づけること、を提示した²⁵⁾。一覧払いの実施に半年の猶予期間を設定していることや、磨損や削損をうけた鋳貨ではなく完全な鋳貨での兌換義務を提案している点が注意される。前者は、選択条項の廃止によって銀行券の支払い請求が急増しないようとする、予防措置であろう。後者は、万人に有益なことであり、妥当な提案と思われる。

(2) 『陳情書』(MS)の理論的問題

『陳情書』は鋳貨と銀行券との混合貨幣制度を前提に、銀行券の減価と為替悪化の論理を次のように展開する。まず前者については、大半の銀行券に選択条項が付されたために、「すぐに使いたい人」にとっては、銀行券の方が鋳貨より流動性に劣ると見なされ、その結果、銀行券は鋳貨に対して減価することになった、と言う。したがってこの作者は、選択条項付銀行券を一種の不換紙幣と見なしていたことになる²⁶⁾。

その上で、後者の為替相場の上昇が生じる論理については、銀行券が「スコットランドの通貨のほとんどを占めているので」、その銀行券が減価しているかぎり、ス

25) Caldwell, pp.219-220.

26) 1760年代前半のスコットランドの事態は、1797年以来のイングランド銀行券の兌換停止下で、1809年秋から起った物価上昇・為替下落・金の鑄造価格と市場価格との乖離現象などの理解と対策をめぐって地金論争が起ったときの状況と一脈通じるものがある。しかしどうしてスコットランドの場合には、かりに選択条項付銀行券を不換紙幣とみるとしても、6ヶ月という期限付きの不換紙幣であり、また一面でこの銀行券は、6ヶ月償還の5%の利付債券ともとりうるのであるから——第II節で述べたスコットランドの貨幣・金融状況の特殊性を別にしても——地金論争の時よりは事情は複雑である。

スコットランドの為替危機と時を同じくしてスウェーデンでも為替危機が発生し、それをめぐってスコットランドと同じような為替論争が起った。スコットランドの当該論争を国際的視野で見る場合には、同時代のスウェーデンの論争との関連や比較が重要になると思われる。Robert V. Eagly, *The Swedish Bullionist Controversy: P. N. Christiernin's Lectures on the High Price of Foreign Exchange in Sweden(1761)*, Philadelphia, 1971, do, 'The Swedish and English Bullionist Controversies: A Comparative Study of the Impact of Events on Ideas' in Eagly (ed.), *Events, Ideology and Economic Theory*, Detroit, 1968, 松岡和人「1760年代のスウェーデン為替論争に関する一考察」『経済科学』第33巻第3号, 1986年3月(同『外国為替理論の歴史』多賀出版, 1998年収録)。

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

コットランドの通貨はイングランドの通貨に対して減価し、為替は上昇する、というのである。そしてこの例証として、スコットランドのダンフリーズと先にも例に出されたイングランドのワイトヘイヴンにおける対ロンドン為替相場の違いがあげられている。すなわちワイトヘイヴンではロンドン宛の手形が平価で買えるのに、ダンフリーズでは2%のプレミアムを必要としているのは、ワイトヘイヴンの貨幣がギニー貨からなるのに対して、ダンフリーズの貨幣がスコットランドの銀行券で占められているからである²⁷⁾。

これと瓜二つの議論を、スミスは後年『国富論』でおこなっている。

「当時これらの〔選択条項を利用する〕銀行の約束手形は、スコットランドの通貨の非常に大きな部分を占めていたので、支払いのこういう不確実さが、必然的にこれらの通貨を金・銀貨の価値以下に低落させたのである。このような約束手形の濫用がつづいていたあいだ（それは主として1762年、1763年および1764年に広く行われた、）ロンドンとカーライル〔ワイトヘイヴンよりもスコットランドとの国境に近いイングランドの都市〕とのあいだの為替相場は平価であったのに、ロンドンとダンフリーズとのあいだのそれは、ダンフリーズに4パーセントも不利なことがときどきあった。……これは、カーライルでは手形は金・銀貨で支払われたのにたいし、ダンフリーズではスコットランドの銀行券で支払われたので、この銀行券と金・銀貨と兌換できるかどうかが不確かであったため、この銀行券は金・銀貨よりも4パーセント低落したのである²⁸⁾。」

『陳情書』(MS)と『国富論』との叙述の類似に驚かされるが、ここではとくに、通貨に占める減価している銀行券の量的比率の大きさが、スコットランドの通貨そのものの価値を、つまりは為替相場を規定するという認識に注目したい。かりにこの論理を逆手に取ると、通貨に占める銀行券の比率がある一定程度以下であれば、その銀行券がたとえ铸貨に対して減価していても、スコットランドの通貨の価値下落、したがって為替の上昇は起こらないのだろうか。またダンフリーズでも铸貨を使え

27) Caldwell, p.215.

28) Smith, *op. cit.*, Vol. I, pp.325-326, 邦訳I, 508-509ページ。

経済学論究第52巻第1号

ば、ワイトヘイヴンやカーライルと同じように平価でロンドン宛手形を購入できるのだろうか。さらに『陳情書』は選択条項付銀行券は一覧払いを維持している銀行券に対しても減価していると認識しているから、スコットランドでは、3種の通貨が、つまり減価した銀行券と減価していない銀行券と铸貨とが流通していたということになる。そうなるとスコットランドの通貨の对外価値=為替相場の一義的決定は、通貨中の減価した銀行券の比率問題で十全に説明しうるだろうか。

1690年代の後半に起こった铸貨の磨損や削損〔すなわち铸貨の価値低下〕によるイングランド=スコットランド間の為替の20%という大幅な上昇と、今回の銀行券の減価による為替上昇とを本質的に同じものだとする主張²⁹⁾も、铸貨と銀行券の違いはあれ、通貨の主力をしめるものが減価を被れば為替の悪化を引き起こすという認識において、上の議論と同質のものである。

以上の『陳情書』(MS)の議論は、地金論争における地金派の主張、すなわち兌換停止下でのイングランド銀行券の過剰発行→銀行券の減価→金地金を含む物価の上昇→為替悪化、と一見よく似ている。しかし一点だけ異なるのは、『陳情書』が、銀行券の減価の原因をその過剰発行に求めなかつたことである。確かに、選択条項が導入された直接の動機は、銀行に対する正貨支払いの請求が急増したことによって、銀行券の過剰にあつたわけではない。しかし認可銀行は、イングランド資本の引き揚げによって運転資本を奪われた個人銀行を支援するために、彼らに信用を供与し、その結果スコットランドの紙幣供給量が増加したと言われている³⁰⁾。しかも正貨需要があるにもかかわらず、選択条項によって兌換を引き延ばされたために、銀行券は正貨に対して相対的に過剰状態に陥っていた。地金派であれば貨幣数量説を援用して、ここから、銀行券の過剰→銀行券の減価を類推したであろう。しかし『陳情書』はそうせずに、選択条項による銀行券の一時的不換化→正貨に対する銀行券の購買力の低下→通貨の減価、というように因果関係を説いたのである。この一点に目をつぶれば、『陳情書』(MS)は、地金派に先だって、彼らときわめてよく似た議

29) Caldwell, p.216.

30) Hamilton[1953], p.349.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. ステュアート

論を展開していたと言える。

IV 『陳情書』(PAM)における改訂

『陳情書』(MS)は、『スコットランドの紙券にかんする陳情書、1763年2月』³¹⁾という題をつけて、パンフレットとして公表されたが、そのときいくつかの改訂がなされた。細部は省いて重要な点のみを指摘しておこう。

現状認識にかかわることでは、『陳情書』(MS)で、為替危機が交易へもたらす悪影響の実例として、グラスゴウのアメリカとの煙草貿易が強調されていたが、『陳情書』(PAM)ではそれが削除され、かわりにイングランドとスコットランドとの一般的な通商関係への悪影響が取り上げられている。それによると、スコットランドへ商品を販売するイングランド商人は、その代金をその商品の価格通りの手形で受け取ると為替差損を被るので、それに回避するために為替相当分の値上げをするであろう。スコットランドはこの「付加価格」を支払わされるので、この取引で余分な出費を強いられることになる。しかしスコットランドにおいて、為替下落のためにイングランド商品が値上がりをすると、その売れ行きは落ちるから、イングランドも販路の喪失という損害を被るであろう。こうして為替危機はスコットランドにもイングランドにも好ましい結果をもたらさない。さらに加えて、こうしたスコットランドの為替プレミアムの上昇は、スコットランドへ「輸入される」イングランド財貨に課税をするのと同じ効果をイングランドの商業に与えるとして、内国為替と国内關税を実質的に同じ効果を有するものとみなしている³²⁾。

こうした中継貿易から国内取引への例示の変更は、アメリカ貿易にかかわる作者の立場を放棄したものだとは受け取れない。むしろ煙草貿易に関してグラスゴウとイングランドとの対抗関係を強調しすぎる草稿の論調を危険と判断し、むしろイングランドとスコットランドのいずれにとっても為替危機の事態は不利益であること

31) *Memorial With Regard to the Paper Currency of Scotland. February, 1763* (以下 Memorial). 草稿のタイトルとの違いは、パンフレットで‘With Regard to the Paper Currency’が付加されたことと、4日の日付が削除されたことである。

32) *ibid*, p.3.

経済学論究第52巻第1号

を分からせ、その主張に一般性をもたせようとしたと思われる。為替危機を全イギリス的問題と印象づけたい戦術的配慮がそこにみられる。さらに内国為替が平価から著しく乖離する場合、それはスコットランドに差別的課税をおこなうに等しいという新たな主張は、スコットランドとイングランドとの法制上の平等性について注意を喚起することで、とくにスコットランド選出議員に対して、作者側への支援を誘導する意図が秘められていると思われる。この点はイングラムの王璽尚書マケンジー (James Stuart Mackenzie, 1719–1800) 宛の書簡（付録参照）のなかで、「わが国の自由の真価は平等にあり、閣下もこの陳情書を御熟読いただいて、この認識を共にされますようお願い申しあげます³³⁾」と書いていることに通じるであろう。ちなみに王璽尚書のマケンジーはスコットランド人であった。

次に、選択条項を採用していない銀行を舞台とする金融的投機については、その手段である手形割引とキャッシュ・アカウントの二つのうち、後者にかんする叙述が削除された。その意図は私には分かりかねるが、手形割引の方を削除せずにそのままにしていることからみれば、金融投機批判をキャッシュ・アカウント攻撃と受け取られるのを避けたいという作者（改訂者）の意志が働いているのだろう。

理論面の変更では、第1に、『陳情書』(MS) にあった一文、「現在スコットランドの全通貨のほとんどを占めている紙幣の減価は、その商工業におおくの弊害をもたらしている³⁴⁾」の傍点部分が削除された。しかし「スコットランドの銀行券はスコットランドの全通貨のほとんどを占めているので、その通貨は必然的に同一呼称の……イングランドの通貨よりも価値において劣る³⁵⁾」という他所のより重要な文では、傍点部分がそのまま残されているので、この点での理論的な認識に変更があったとは必ずしも言い切れない。

第2に、選択条項付銀行券は铸貨に対しても選択条項を付けていない銀行券に対しても減価しているという『陳情書』(MS) の主張のうち、後者の選択条項を付け

33) *Caldwell*, p.209.

34) *ibid*, p.216.

35) *ibid*, p.213.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. ステュアート

ていない銀行券の減価にかかわる部分は削除された³⁶⁾。したがって価値の乖離を、鑄貨と選択条項付銀行券とのあいだでのみ認めたのである。しかし両銀行券の流通価値に乖離がないとすると、『陳情書』(MS)で説明されているような、一覧払いを遵守している銀行を舞台とした手形の投機的操作も起こりようがなくなる。しかしさ前にみたように、キャッシュ・アカウントによる操作だけを削除して、手形によるそれは『陳情書』(PAM)でも残されている。この点の作者の改訂は論旨を一貫させる上で徹底していない。

第3に、1690年代後半の大改鑄時に、イングランド＝スコットランド間の為替が20%以上上昇したという先の叙述のうち、イングランドの為替取引相手国はスコットランドからオランダに変更された³⁷⁾。当時のスコットランドはまだ独立国であったから、イングランドにとっては対スコットランド為替も対オランダのそれと同じ外国為替である。したがってこの変更は、例証を内国為替から外国為替に変えたわけではない。むしろ現在の銀行券の減価による為替悪化と、70年ほど前の鑄貨の磨損・削損によるそれと同一のもととする『陳情書』(MS)の見解を、事実上撤回するための措置であったのではなかろうか。

この点に関して『国富論』は次のような論述をしている。「1696年には……銀行券は20パーセント割り引かれた。この当時進行していた銀貨の大改鑄のあいだ、イングランド銀行は、銀行券の兌換の停止を適当と考えたのだが、これが必然的に銀行券たいする不信を引き起こしたのである³⁸⁾。」つまり大改鑄時も、スミスによれば、イングランド銀行の一時的兌換停止がその銀行券の減価を引き起こしたのである。彼は為替については関説していないので、無用な憶測を慎まなければならないが、上の文は、この時の為替悪化が鑄貨の磨損や削損によるのではなく、銀行券の減価によるものであると示唆しているようにも、あるいはそれが鑄貨と銀行券の両者の価値下落が相乗して生じたものであると示唆しているようにもとれる。前者であれば『陳情書』(MS)の主張に近い。

36) Caldwell, p.218, *Memorial*, p.3.

37) Caldwell, p.216, *Memorial*, p.3.

38) Smith, *op. cit.*, Vol. I, p.318, 邦訳 I, 494ページ.

経済学論究第52巻第1号

最後に、選択条項廃止法案の試案では、法律が制定された場合に期待しうる効果が付け加えられた。それは第1に、「正貨は銀行券と適切な比率をもつにいたり」、第2にはイングランドとスコットランドの為替は、最悪の時でも金現送点を越えない、というものである³⁹⁾。選択条項の廃止は、鑄貨不足と為替危機とを克服する特効薬であると、あらためて強調されたわけである。

以上の『陳情書』(PAM)における改訂は、グラスゴウ商人と銀行の利害をむき出しに押し出すことを控え、銀行券の減価と為替悪化および投機的操作との因果関係をいくらか修正するものであったが、後者の理論面では、『陳情書』(MS)の骨子を変えるほどのものではなかった。

V 『陳情書』(MS)にたいするステュアートのコメント

ステュアートは『陳情書』(MS)の8箇所にコメントを付けている。それを論点別に整理すると、以下のようになる。

(1) 為替悪化の原因について

『陳情書』は既述の通り、銀行券への選択条項の付加→銀行券の正貨に対する減価→為替プレミアムの上昇（為替安）の因果連関を説いた。それに対してステュアートは『陳情書』が言うような選択条項ではなく、銀行の‘security’（信用の基礎）にたいするスコットランドやイングランドさらには諸外国の不信が為替悪化の原因だとした⁴⁰⁾。この認識には、銀行券の（一種の）不換化ではなく、銀行券を発行する銀行のセキュリティ——したがってそれはまた銀行券のセキュリティでもある——こそが根本的に問われるべきだとする判断があり、またスコットランドとイングランド間の内国為替を外国為替とリンクしたものとする、あるいはむしろ内国為替も実質的には外国為替と本質的に同じものとする判断が込められている。

彼によれば、鑄貨と同じように紙券類のある場所から他の場所へ送ることのできる銀行が存在しなければ、国内の二つの商業都市間の内国為替は成立しない。フ

39) *Memorial*, p.3

40) *Caldwell*, pp.213–214.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

ンスやオランダには内国為替がなく、その意味での利便をイギリスは享受している。他方で、いまや為替手形は全ヨーロッパの「国際通貨」an universal currencyとなつているとする。なぜなら、ヨーロッパのいくつかの銀行が相互に他行の手形を裏書きしたり、それを送付しあったり、また残高を正貨で決済したりしているからである⁴¹⁾。

したがってスチュアートの見方では、スコットランドとロンドンとの内国為替も、両地域の銀行の紙券信用も、ヨーロッパ全域の国際通貨（為替手形）の流通の一環に組み込まれていることになる。それゆえにここから、この流通のネットワークの要である銀行に対する信頼=信用の確立、すなわちセキュリティこそが枢要だとする判断が導き出される。だから彼は言う。

「スコットランドは、その銀行が商業世界commercial worldで普遍的な信用を獲得できるような基礎の上にすえられるまで、その信用によって期待されるような繁栄を決して得られないだろう。銀行が拠って立つセキュリティが疑問の余地を残さないまでに完全に周知されるようになると、直ちに事態は繁栄に向かうだろう⁴²⁾。」

ここから導き出される政策提言は、『陳情書』のような選択条項の廃止よりは、セキュリティの確立をはかるための銀行改革により力点がおかることになる。後に見るように、スチュアートも別の理由から選択条項の廃止を主張するが、それは彼にとっては二次的なものにすぎない。なお上のセキュリティの内容はここでは明言されておらず、『所見』のコメントで明らかにされる。『陳情書』(MS)へのコメントでは、セキュリティの一部をなす銀行の兌換準備金が不足したばあい、銀行はその補充のために外国で資金の調達しなければならないと言っているだけであるが⁴³⁾、この主張は後に『経済の原理』で詳細に展開されることになる。

『陳情書』(MS)は、ダンフリーズとワイトヘイヴンの対ロンドン為替に格差があるのは、両地の流通通貨に占める銀行券の割合に格差があるからだとしていた。ス

41) *ibid*, p.214.

42) *ibid*, p.214.

43) *ibid*, p.213.

経済学論究第52巻第1号

ステュアートはダンフリーズのかわりにグラスゴウを例に挙げて、この主張に反駁する。例地をあえてグラスゴウに変えたのは、『陳情書』(MS)がグラスゴウの利害を露わにしていることへの批判であったであろう。その上で、ステュアートはまず事実認識で誤っているという。それは、両地とも同じように銀行券を使用しており、ワイトヘイヴンのギニー金貨の率がグラスゴウのそれよりも高いわけではないからである。為替格差の原因は、イングランド銀行がロンドンでワイトヘイヴンの銀行券には支払いをするのに、グラスゴウの銀行券に対して支払いを拒否していることがある。つまり、ワイトヘイヴンとグラスゴウの通貨の価値は同一なのだから、問題はイングランド銀行の政策にあるのである⁴⁴⁾。このコメントは『陳情書』(MS)の、選択条項→銀行券の減価→為替悪化の連関論における、第1項と第2項との媒介論理であった、通貨に占める铸貨（ないし銀行券）の占有率による減価の顕在化論を否定するものであった。

またステュアートによれば、ウィリアム王時代の铸貨の削損による貨幣の減価と、現下の——『陳情書』のいう——スコットランドの貨幣の減価とを比較することは適切ではない。グラスゴウにおいてもっぱら削損貨で銀行券の支払いが行われていた往時は、その削損貨は健全な法貨（铸貨）よりも価値が劣っていたから、当時の貨幣価値の下落は「本当のもの」であったのに対して、今は貨幣の「本当の」価値下落が起こっていないからである⁴⁵⁾。

以上の考察の上に、ステュアートは為替相場の基本的な決定因を指摘する。貿易収支がそれである。「スコットランドの貿易収支」が赤字になれば、同地での手形需要は増加するから、為替は必然的にスコットランド通貨安になる。かりに公債投資などのために投機的手形需要が生じ、それによって貨幣の流通量が減少するようなことがあっても、銀行は新たな銀行券を発行すれば、つまり貸し出しをすればよいだけで問題はない⁴⁶⁾。『陳情書』には為替相場の決定論がないために、その違いを確認できないが、現在の為替悪化の当面のしかし根本的な原因（スコットランドの貿

44) *ibid*, pp.215–216.

45) *ibid*, p.216.

46) *ibid*, p.215.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

易収支の赤字)と、その銀行制度上の欠陥(銀行のセキュリティへの不信)とを論じるスチュアートの為替論は、議論を選択条項に一義的に收斂させる『陳情書』のそれと比べれば、立論の次元に明らかな違いがある。

(2) 銀行券の「減価」について

銀行券はキャッシュに対して著しく減価しているという『陳情書』の指摘にたいして、スチュアートはスコットランドのなかでは銀行券は貨幣としてキャッシュと等価であると応える。したがって、銀行券と铸貨とのあいだで、あるいは諸種の銀行の銀行券間で価値の乖離ということは成立しないと言う。したがって、この乖離を想定してそこから為替安を導出する『陳情書』の論理は、スチュアートには破綻していることになる。

さらに続けて、キャッシュが貸付や投資によってかりに5%の収益があがるものとすれば、5%の利子が付けられている選択条項付銀行券はキャッシュとも等価であると、彼は言う。これは彼が選択条項付銀行券を、不換銀行券としてよりも利付債券と見なしていることを意味する。したがってキャッシュの収益率が資本として運用して5%以上になる場合には、銀行券の利子を5%に固定することは適切ではない。それゆえスチュアートは「交易国の商人たちのあいだで利子率を法律で固定することは不合理である」とする⁴⁷⁾。この最後のコメントは舌足らずだが、次のように解される。選択条項付銀行券を利付債券の一種とみなすとしても、一般の債券のように市場でその価格が変動するわけではないから、銀行券の利子率を自由にすることによって債券としての条件を整えようということであろう。

このように、スチュアートは貨幣と資本(資産)との区別の上に、選択条項付銀行券を一種の利付債券とみなして、その利子率を放任し、常に一般の投資収益率に均衡するようにすることを説いているのである。ここから利子率の変動によって調整される貨幣量という考え方まであと一步である。

(3) 銀行券の発行量について

銀行券の発行量はその国の「レディ・マニ需要」に、つまりは流通必要量に依拠す

47) *ibid*, pp.212-213.

経済学論究第52巻第1号

べきものであって、かりにそれを超えて銀行券が発行されると、その余剰分は「なんらかの価値物に実現されなければならない」とされる。「実現」というのは資本化のことである。『経済の原理』で貨幣論から資産選択論へと展開されるときのキー概念の一つである。そしていま、金融投機を目的とするロンドン宛手形の購入需要が強いとすれば、それはスコットランドで銀行券がレディ・マニ需要を超過している徵候とみなしある。なぜなら余剰な銀行券は何らかの投資に実現されなければならないからである。したがって、こうした場合には、銀行は誤って追加発行をおこなって、銀行券の過剰を促進してはならないとされる⁴⁸⁾。ここには、市場における銀行券量の自動調節機能に対する信頼と、銀行の裁量的供給政策への警戒感がうかがわれる。

(4) 選択条項の廃止について

選択条項の廃止は「絶対必要」⁴⁹⁾だとステュアートもいうが、その論拠は歯切れがよくない。『陳情書』のように、かりに同一額面の銀行券と鑄貨との価値が等しくないと訴える人がいれば、その場合には銀行はその差額分を銀行券の保有者に支払うべきである。銀行券という債務証書が約束しているのは、その呼称（名目）額ではなく、その実質的な「価値」だからである⁵⁰⁾。これでは「かりに」という条件付ではあるが、『陳情書』のいう選択条項→銀行券の減価の論理に譲歩していることになる。さらに選択条項付銀行券が商人の手形決済を危うくし、ときに彼らを破産に追い込んでいるという『陳情書』の主張を認め、それを選択条項廃止の理由にしている。こうした明快さを欠く論調は、ステュアートも選択条項の弊害を認め、その廃止の必要性を認識しつつも、それにすべての議論を収斂させる『陳情書』の立論を首肯しえなかつたことから発しているように思われる。

(5) ロンドン地金市場における金価格の騰貴について

ステュアートが通貨対策として選択条項の廃止以上に重視したのは、ロンドンにおいて地金の市場価格が騰貴し、鑄造価格とのあいだに乖離が生じていることである。彼によれば、金の鑄造価格はオンス当たり3ポンド17シリング10 1/2ペンス

48) *ibid*, p.213.49) *ibid*, p.217.50) *ibid*, p.213.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

であるのに、ここ数年、金の市場価格はオンス当たり4ポンド0シリング8ペニス上昇しているために、鋳貨の供給義務のあるイングランド銀行は、地金市場で金を買い入れそれを造幣局でギニーに換えるたびに、5%の損失を受けることになる。この状態を解消するためには、鋳貨への新しい規制が求められる⁵¹⁾。この最後の鋳貨規制の内容には言及していないので、鋳造価格の引き上げなのか、あるいは地金の市場価格を引き下げる規制なのかは判然としないものの、スチュアートが、銀行券の選択条項という特殊スコットランド的問題よりも、イギリス全体の通貨制度を支える正貨の安定供給と、それを担うイングランド銀行の重要性を訴えていることは明らかである。それがスコットランドの紙券信用を維持する要の石でもあるからである。

以上のようにスチュアートのコメントは、スコットランドの通貨と為替問題の現状認識でも、またそれがはらむ理論的問題でも、『陳情書』(MS)のそれとは大きな隔たりある。すでにこの時点で、グラスゴウの銀行家たちと違って、全イギリス的視野からの通貨問題へアプローチする姿勢を示すとともに、銀行の信用創造機能については、銀行券の支払い（兌換）の即時性よりも銀行のセキュリティの健全性をより重要視する立場をうちだしている。

【付録I—6 資料の文献上の問題点】

(1) 『陳情書』と『所見』の草稿(MS)について

コルドウェル文書の編集者は、『陳情書』(MS)と『所見』(MS)の筆者について、双方ともイングラムかまたはグラスフォードのいずれかであろうと言っている⁵²⁾。すでに述べたように、ゲリティは『所見』(MS)が上の両者かそのどちらかが書いたとして、単独説と複数説の両方の可能性を残した上で、さらに複数の場合、スミスが共作者として加わっていたこともありうるとしている。しかしその後の行論では、事実上その可能性をみずから否定する論述をおこなっている⁵³⁾。本文でみたように『陳情書』(MS)と『所見』(MS)の内容からして、これらがグラスゴウの銀行業者かその関係者によって書かれたことだけは確実

51) *ibid*, pp.218–219.

52) *Caldwell*, p.220.

53) ゲリティは、『所見』(MS)がスチュアートだけでなくスミスにもコメントを求めて送付されたとしているから、そうであればスミスが『所見』(MS)の共作者であるのは不自然である。さらに『所見』(MS)にスミスの見解とは違うものが盛られており、またゲリティも文体はスミス的ではないと見なしている。

経済学論究第52巻第1号

である。いまのところ単独作か共作かは判然としないものの、先学の示唆に従い、イングラムとグラスフォードが執筆にかかわっていたと見なしておこう。イングラムは1750年にグラスゴウに設立された Arms 銀行の有力パートナーの一人で、グラスゴウの市長でもあった。グラスフォードはアメリカ植民地との煙草貿易で富を築いた大商人であり、同じ Arms 銀行の有力パートナーであるだけでなく、1761年に設立されたグラスゴウの Thistle 銀行の設立者の一人でもあった。したがって兩人はグラスゴウの商業と金融に、さらには行政にも深い関わりと責任をもつ人物だといえる。

両文書の執筆時期は、『陳情書』(MS)の場合には、それに付されている日付から、1763年の2月頃である。一方『所見』(MS)には、その書かれた時期が、63年11月1日よりそれほど遡らないことを示す一文がある⁵⁴⁾。そして『所見』(PAM)の冒頭には、「1763年11月」の日付が新たに付されているから、おそらく『所見』(MS)の改訂作業に要する日数を勘定に入れると、『所見』(MS)は63年11月1日前後から書き始められ、その月のそう遅くない日までに書きあげられたであろう。したがって、両文書は同じ1763年の年初と年末に、すなわち第1次為替危機がほぼ終息しかけた時期と、第2次為替危機の時期にそれぞれ執筆されたことになる。

(2) スチュアートのコメントについて

『陳情書』(MS)と『所見』(MS)は、コメントを求めるためにスチュアートに送られたが、同じようにスミスにも送付されたのかどうかは確かではない。『所見』(PAM)の作成にスミスがかかわったとするゲリティの説を受け入れれば、『所見』(MS)は何らかの形で、スミスのもとに届けられたであろう。しかしもう一方の『陳情書』(MS)については、スミスがコメントをつけたり改訂作業を行ったりしたことを裏付けるような資料はない。

スチュアートはいつコメントを求められたのであろうか。両文書のそれぞれの脱稿の直後なのか、それとも『所見』(MS)の脱稿のあとに、両文書と一緒にコメントを求められたのであろうか。『所見』(MS)の末尾には、「『陳情書』The Memorial を一緒に同封いたします」という注記がある。コルドウェル文書の編集者はここにいう『陳情書』を、本稿で資料として取り上げた「『陳情書』(MS)か、あるいはそれと同種のもの」という、曖昧な注を付けている。もしそれが『陳情書』(MS)であれば、『所見』(MS)と『陳情書』(MS)は同時に、したがって、63年11月以降にスチュアートに送付されたことになる。しかしコメントを主に求められるのは『所見』(MS)であって、『陳情書』(MS)は付隨的にコメントを要請されたか、あるいは参考程度の文書であったのかもしれない。

コメントを求めた人物についてはその手がかりとなる材料はない。ジャコバイトの反乱

Gherity[1993], pp.244, 248.

54) 1763年6月23日にアバディーン州の commissioners of supply の総会が開かれ、そこで来る11月1日以降、グラスゴウの銀行会社の発行したいっさいの紙券の受領を拒絶する決議がおこなわれた (SM, June 1763, Vol. XXV, p.522)。『所見』(MS)はこの決議に言及し、「その期日は過ぎてしまった」といつているから、その執筆は11月1日の前後であろう。Caldwell, p.229.

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

に荷担して大陸での亡命生活を強いられたスチュアートが、許されて故国の土を踏んだのは1762年末（ないしは63年年頭）のことであった。その帰国から日の浅い、しかもまだ政治的には正式な赦免を得ていない（1771年に赦免）彼に、スコットランドの時事的な問題について見解を求める人物で、しかもスミスにも同様なことをなしうる共通の知人としては、ミュア男爵(William Mure, 1718–76)が注目される。彼はスチュアートの叔父にあたり、レンフル州の議員(1742–61)をつとめ、この当時はスコットランド財務卿 Baron of the Scottish Exchequer(1761–76)の職にあった。彼はスミスの友人であり、またロンドンにあってスコットランドの銀行問題の解決に尽力した王璽尚書のマケンジーの親友でもあった。そしてなによりも興味がそそられるのは、彼がグラスフォードらとともにグラスゴウのThistle銀行の有力パートナーでもあったことである。さらにスチュアートのコメント付の『陳情書』(MS)と『所見』(MS)が、今日ミュア家のコルドウェル文書のなかに遺されていることも示唆的である。これらは状況証拠の域を出ていないので断定を避けなければならないが、コメントの要請者がミュアである可能性は高いと思われる⁵⁵⁾。

スチュアートにもスミスにも『所見』(MS)が送られたとすると、二人は相互にその事実を、そして相手のコメントないし改訂作業を知っていたらどうか。この確認も難しいが、おそらく兩人とも相手のことを知らずに、自分の責任をはたしたと思われる。後には、スミスはスチュアートの『経済の原理』における当該問題にかかる記述を読み、後続ランナーの有利さを『国富論』にいかすことができたであろう。他方スチュアートは、『所見』のパンフレットにスミスがかかわっていたことを知らずに『経済の原理』の叙述をおこなった。

(3) 草稿から公刊物へ

『陳情書』(MS)を改訂して『陳情書』(PAM)として公刊したのが誰か不明だが、両者とスチュアートのコメントとの相互比較から判断すれば、スチュアートのコメントが『陳情書』(MS)の改訂に活用されたようにも思われる。そうなると、『陳情書』(PAM)の出版が63年2月だから、『陳情書』(MS)→それに対するスチュアートのコメント→『陳情書』(PAM)の改訂、という一連の作業が、63年2月前後の短期間になされたことになる。しかしこれは先に述べた、『所見』(MS)と『陳情者』(MS)が同時に同年11月頃に送付されたとする仮説と矛盾する。いずれの仮説が正しいか断定しえないが、いまのところスチュアートのコメントが活用された可能性を残しておくにとどめる。

『所見』(PAM)には63年11月の期日が打たれ、『所見』(SM)は『スコツツ・マガジン』の同年11月号に掲載されたから、両者はほぼ同時に公表されたように見えるが、『ス

55) スチュアートみずからが自分の「後援者」と呼ぶ (Caldwell, Pt. II Vol. 1, p.243) 第2代バリントン子爵(William Wildman, 1717–93, 2nd Viscount Barrington)は、当時、海軍主計長官(Treasurer of the Navy, 1762–65)の職にあり、この草稿文書をスチュアートに送ってコメントを求めた可能性があるが、両者の関係は主にスチュアートの正式の赦免を得るために運動にかかるものようだから、上の可能性はミュア男爵の場合よりもはるかに低いと思われる。

経済学論究第52巻第1号

コツ・マガジン』のものはパンフレットを再録したものであり、また既述のように、『所見』(SM)には12月13日付の「あとがき」がつけられているから、11月号の発刊は12月中旬以降であったであろう。したがって、『所見』(SM)が世人の目に触れたのは、『所見』(PAM)よりも少なくとも1か月ほど後になる。

(4) 王璽尚書への送付文書について

1761年末から顕在化したスコットランド為替危機とそれに付随する諸問題は、63年の8月にエдинバラの認可銀行であるスコットランド銀行とロイアル銀行がロンドンの議会に働きかけて、認可銀行に有利な法的規制を求めるに及んで、にわかにスコットランドの政治問題と化してきた。明けて1764年1月2日、この動きに対抗するために、イングラムは王璽尚書のマケンジーに手紙を送り、グラスゴウの銀行会社のメンバーである商人たちの要請にしたがって、「一陳情書」*a memorial*を送らせていただきたい、と述べている⁵⁶⁾。この「陳情書」とはどの文書を指すのだろうか。ゲリティは、ある論文では『陳情書』(MS)が王璽尚書に送られたといい、別の論文では『所見』(MS)が送られたといっている⁵⁷⁾。チェックランドは明言は避けているものの、ステュアートのコメント付の『陳情書』(MS)と『所見』(MS)とが送られことを示唆している⁵⁸⁾。

いずれにしても王璽尚書のもとへ送られたのが公刊された『陳情書』と『所見』ではないという点では、二人の研究者の見解は一致している。しかし本文でも見たように、両文書には共通の論点も含まれているものの、主張の力点は異なっている。64年の議会工作の焦点の一つはスコットランドにおける銀行業の独占問題であった。『所見』(MS)はこの問題を全面に押し出して論じているので、『所見』(MS)が王璽尚書に送られなかつたとすれば、イングラムの工作はピントがはずれていことになる。したがってチェックランドが示唆しているように、『所見』(MS)も王璽尚書にも送られたとみるのが自然である。そして第(2)項で述べたように、『所見』(MS)が主文書であり、『陳情者』(MS)は付属文書として、一緒に送付されたとみるのが無理のない推定であろう⁵⁹⁾。

56) Caldwell, pp.208–209.

57) Gherity[1993], p.243. Gherity, 'The Option Clause in Scottish Banking, 1730–65: A Reappraisal' *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol. 27 No.3, August 1995, p.722.

58) Checkland, *op cit.*, p.119 note 59.

59) コルドウェル文書のなかに、Thistle銀行が議会のスコットランド選出議員全員に「陳情書」を送ったという記述のある文書（日付はないものの、編集者は64年2月の文書群の一角に配している）が遺されている(Caldwell, pp.243–245)。この陳情書がどういうものなののかは不明である。

竹本：1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ. スチュアート

【付録II—public, national, royal, privateの語について】

本文第II節で述べたように、議会から認可を受けたスコットランド銀行と国璽を受けて認可されたロイアル銀行は、‘public banks’と呼ばれる。この語が「公立銀行」ではなく、「公的銀行」と訳すべき理由についてはそこで示しておいた。「認可銀行」chartered bankはときに「勅許銀行」と訳されることもあるが、少なくともスコットランド銀行については、この訳語は適切でない。本稿では認可銀行を用いたが、免許銀行でも悪くはない。

その認可銀行の一つであるロイアル銀行 Royal Bank of Scotland も、「王立スコットランド銀行」と訳される場合があるが、これも正しくはない。この銀行は他の認可銀行と同様に私立銀行だからである。さらに、スコットランドでは、1825年に‘National Bank of Scotland’が設立されたが、これも同じ理由で、「国立スコットランド銀行」とするのは正しくない。

このように‘public’ ‘national’ ‘royal’の語が、地方自治体、国家、王室と直接結びつけられて、公立、国立、王立と邦訳されやすいのは、われわれ日本人の場合には、国や自治体とは区別された領域に「公共性」の観念を育みにくい社会的心性をもっていることによるのであろう。したがって「私人性」の意識と観念も、公共性よりも国家や自治体などの実体的な組織との関係のなかで形成されがちなために、「プライヴァシー」の領域と境界もきわめて曖昧である。本稿もまた、‘private banks’に「個人銀行」というやや逃げた語をあてている。